

女性活躍推進法に基づく北海道労働金庫の行動計画

女性が継続して就業ができ、活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2024年4月1日 ～ 2026年3月31日までの2年間

2. 内容

【目標1】 管理職に占める女性割合を8%とすること。

＜対策その1（2024年10月～）＞

育児休業中の職員に対して、庫内報や各種ニュース等の情報提供を行う。

＜対策その2（2024年10月～）＞

女性職員のキャリア意識醸成を目的とした研修等を検討し、実施する。

＜対策その3（2024年10月～）＞

アンコンシャスバイアス（無意識の偏見・思い込み）をなくす取り組みを行う。

【目標2】 職員全体の（法定）時間外労働時間を月平均45時間（所定時間外労働時間69時間）未満とすること。

＜対策その1（2024年4月～）＞

各職場で週1回「ノー残業デー」の実施、年休取得計画を作成・実行。

＜対策その2（2024年4月～）＞

時間外労働をモニタリングし、必要な対策を講じる。

【目標3】 女性の総合職登用を推進すること。

＜対策その1（2024年4月～）＞

期間中に一般職またはパートナー職員から総合職への登用を1名以上実施する。

＜対策その2（2024年4月～）＞

おおむね30歳以上の女性を総合職で採用する。

＜対策その3（2024年4月～）＞

ジョブリターン制度を活用し、過去に在籍した女性の総合職として再雇用を促す。

以 上